

研 修 参 加 報 告 書

令和 8 年 8 月 1 8 日

会派名 江南政策研究会
会派代表者 片山裕之

(参加者：片山裕之、中野裕二、長尾光春、土井紫)
研修参加の結果について、次のとおり報告します。

年 月 日	令和8年7月 9日(木) 10日(金)
研修時間	9日 13:00~17:30 10日 9:30~13:30
研修場所	衆議院第二議員会館
研修内容	9日 ①耕作放棄地について ②公共施設等総合管理計画について ③TMO、DMO、農村RMOについて ④「すいとぴあ江南」存続のための方策について 10日 ①防災拠点整備事業について ②ふるさと納税、ふるさと住民登録制度について ③学校における諸問題について ④ガバメントA I「源内」について

研 修 参 加 報 告 書

年 月 日	令和8年7月9日（木）～10日（金）
研修時間	9日 13:00～17:30 10日 9:30～13:30
研修場所	衆議院第二議員会館
研修内容	9日 ①耕作放棄地について ②公共施設等総合管理計画について ③TMO、DMO、農村RMOについて ④「すいとぴあ江南」存続のための方策について 10日 ①防災拠点整備事業について ②ふるさと納税、ふるさと住民登録制度について ③学校における諸問題について ④ガバメントAI「源内」について
■目的 現在、江南市が抱える行政課題には、時代を反映して全国の自治体が共通して持つものも少なくない。こうした課題は、自治体単独での解決が難しく、国の考えや支援、ノウハウを活用することが有効である。また同時に、自治体の現状を国に伝えることから、国の更なる対策を求めることも狙える。政府と市との顔の見える関係に基づき、国の現状認識や取り組み内容を聞き取り、加えて市が直面している現実について意見交換することを本研修の目的とする。	

■ 内容

【調査事項】 耕作放棄地について

- ◎耕作放棄地の利用促進および対策
- ◎耕作放棄地の活用の先進的事例

【説明】

◎農林水産省

◎耕作放棄地の解消には大きなコストがかかるため、まずは「荒廃農地にしない」ための方策を講じる。荒廃農地が発生してしまった場合には、早期対策が重要である。

◎耕作放棄地対策として、大きく 8 つの取り組みを実施している。

①基盤整備

荒廃農地、また予備軍を含めて、大区画化や排水対策など抜本的に対応

②地域・集落の共同活動

地域における活動を通して、農地保全とともに地域活性化を狙う

③鳥獣害対策

荒廃農地が有害鳥獣の住処になることを防ぐ早期対策

④粗放的利用による維持保全

中山間地域を対象に、従来通りの営農が困難な農地のうち、保全すべき農地を明確化し、保全のための粗放的利用を実施する

⑤地域における協議

地域での話し合いを通じて将来の農地像を明確化し、地域計画を策定する

⑥新規就農者

まとまった土地の確保などにより、耕作の担い手を誘致

⑦企業参入

荒廃農地を集約して企業に貸し出し、民間のノウハウを活用する

⑧農地中間管理事業

農地バンクのこと。荒廃農地を再生して貸し出す

◎具体的には、荒廃農地の発生防止として「地域・集落の共同活動」「きめ細かな農地整備等」を、解消方策として「本格的な農地整備等」「鳥獣害対策」「地域ぐるみの話し合いを通じた粗放的利用等の取り組み・荒廃農地の再生」「荒廃農地の再生」といった支援事業を展開している。

◎「最適土地利用総合事業」として、営農を継続するか農地を保全するかを、地域ぐるみの話し合いにより区別して省力化を図ることへ支援する。地元の合意形成に基づく地域計画の策定がカギ。

○粗放的利用例：緑肥・景観作物・省力化作物の作付け、蜜源化、放牧、鳥獣緩衝帯としての利用、高付加価値作物の作付けなど

◎「荒廃農地再生支援事業」として、事業費が小さく個人も対象とした、小規模事業にも利用できる補助を令和 8 年度より 5 年間限定で開始。他者への権利移転が前提で、事業完了後 5 年以上営農継続することが条件。遊休農地事業との重複を避けるため、自身による再耕作を目的としては利用できない。

○上限１年、交付率１／２、総事業費２００万円未満。刈払、整地、支障物撤去、簡易な用排水路整備などが対象となる。

◎「多面的機能支払交付金」は、地域共同で行うものであり、一般も含めた地域資源の質的向上を図る活動に対して支援する事業で、柔軟性が高い。

○例：ため池の防災対策、子どもを巻き込んだイベント、外来種駆除、ビオトープ整備、ドローンを活用した広報、非農家女性を巻き込んだ活動、田んぼダムなど

◎農地の受け手確保に向けては、経営局がコーディネーター設置などを支援。

◎企業誘致においては、安定供給に向けた農地の大区画化が肝要となっている。

◎「地域資源活用価値創出整備事業」では、農林水産物の加工・販売施設や地域間交流拠点などの整備を支援しており、江南市で実績のある６次産業との関連に可能性がある。

【提供資料】

- ・ 荒廃農地の発生防止と解消について
- ・ 最適土地利用総合対策
- ・ 最適土地利用総合対策の取り組み事例
- ・ 多面的機能支払交付金
- ・ 多面的機能支払交付金の事例
- ・ 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業
- ・ 地域外からの担い手の参入促進
- ・ 他地域等からの農業参入 事例集
- ・ クラカアグリ株式会社
- ・ 地域資源活用価値創出整備事業
- ・ FOOD SHIFT セレクション
- ・ 農山漁村の地域資源活用モデル事例集

* * * * *

【調査事項】 公共施設等総合管理計画について

【説明】

◎総務省 自治財政局財務調査課

◎地方財政は社会保障関係費等の一般行政経費の増大により圧迫されており、投資的経費や給与関係経費を抑制することで成り立たざるを得ない状況が続く。

◎高度経済成長期に整備された社会資本が、一気に建設から５０年を迎えている。

◎小中学校数は平成に入ってからほぼ横ばい、近年になって統廃合が進み微減。

◎今後は人口減少や人口密度の低下、少子高齢化の進展などにより、公共施設に対する利用需要も変化すると予測される。

◎総量として不要な施設が増加し、必要とされる施設の種別も変化するなど。

◎国は最上位の「インフラ長寿命化基本計画」を平成25年に設定。地方では、これをもとに公共施設等総合管理計画や個別施設計画を定める。

◎総務省は平成28年度までに策定、令和5年度までの見直しを要請。

◎施設の現状や将来の見通し、中長期的な経費・財源の見込みを盛り込む。

◎総務省HPにて各自治体の計画が見える化され、比較できるようになっている。
大分県竹田市は、税制推計を活用した成功事例。

◎総合管理計画の推進体制としては、「公共施設マネジメント所管部局」を設置するなど全庁的な体制を構築することが望ましい。情報の集約や進捗管理を担い、全庁最適の観点から、個別施設の所管部局に対する外圧として高い機能性を有することが期待される。

◎施設が使われなくなった際には、所管部局からマネジメント所管部局へ管理を戻す「棚卸し」プロセスを構築することが重要。

◎地方債制度として、充当率90%の「公共施設等適正管理推進事業債」がある。
令和8年度までで、延長の可能性はあるが条件変更もあり得る。

①集約化・複合化事業（元利償還金交付税措置率50%）

総務省が最重視し、強く推進する事業。統合前の施設が5年以内に廃止されることが原則。ただし、必ずしも撤去を意味しない。公共施設の適正管理を進めるという観点から財政効果を重視し、集約・複合化後の施設が豪華になりすぎたり、ランニングコストが高すぎたりする場合には、対象としない。

令和7年度から、集約・複合化した後、新設を伴わない除却事業にも同等の支援が対象となる。経過措置として、過去に統廃合した施設も対象とする。

②長寿命化事業（財政力に応じて30～50%）

最も発行実績が多い事業。法定耐用年数を超えて公共用の建築物やインフラを使用するために行う改修に対して措置される。

③転用事業（財政力に応じて30～50%）

地域の活力不足に対して、統合ほどの覚悟がなくても暫定的な需要を受け止められる「踊り場」的事業として位置付け。用途を廃止した施設を別目的で利用するために最低限の改修を行うもの。

④立地適正化事業（財政力に応じて30～50%）

⑤ユニバーサルデザイン化事業（財政力に応じて30～50%）

多目的トイレの設置など、現代的な課題に対応するための事業。

⑥除却事業（交付税措置なし）

◎計画策定や実効を支援する専門人材バンク「経営マネジメント強化人材派遣制度」を活用することも有効。

◎自治体単独での施設整備だけでなく、他の市町村や都道府県との広域連携協定に基づき、共同で施設を整備・利用することも現実的な選択肢である。

【提供資料】

- ・公共施設等の適正管理について

* * * * *

【調査事項】 TMO、DMO、農村RMOについて

◎TMO、DMO、農村RMOの概要、将来性、先進的な事例紹介

【説明】

◎中小企業庁 経営支援部商業化（TMO）

○国土交通省観光庁 観光地域振興課（DMO）

●農林水産省 農村政策部地域振興課（農村RMO）

◎TMOとは、旧中心市街地活性化法（平成10年）において規定された、まちを横断的・総合的に運営する組織であるが、平成18年の法改正で削除され、代わって「中心市街地活性化協議会」が規定された。

◎経済産業省が主管し、市町村が中心市街地活性化基本計画を策定していたものの、中心市街地の衰退に歯止めがかからず、内閣府所管に移行し法改正された。

◎TMOに関する法的根拠は失われたものの、一部地域では既存のTMOがその名を冠したまま活動を継続している。

・例：金沢TMO…商店街サポート、遊休不動産マッチング、駐車場ネットワーク化

岡谷TMO…専門家を派遣する国の支援制度を活用、エリアマネジメント構想を策定

◎TMOではないが、「中心市街地活性化計画」を策定し、内閣総理大臣による認定を受けると、国土交通省や経済産業省など関係府省庁からハード・ソフトにわたる事業支援を受けることができる。

◎中小機構が実施する「商店街等活性化支援事業」は専門家の派遣などを行っており、使いやすい補助メニューが特徴である。

○DMOとは、観光地の司令塔として多様な関係者を束ね、データに基づき地方誘客、旅行消費拡大、利益の地域内循環を目指す法人。

○地域観光づくりにおいては、デジタル技術の活用やデータに基づく市場目線の発想、地域住民の理解、体験・コト消費の創出や、地域内で広く循環するメリットが重要であり、これらを促進するための推進力としてDMOが期待される。

○登録DMOとして、観光立国推進基本計画の基本的な方針に沿い、法人性や自治体連携などの要件を満たす団体を登録する制度がある。期間は3年間。

○350法人が登録されたが、質にばらつきがあることから令和7年にガイドラインが見直され、地域マネジメントの強化、KPIの設定、常勤職員3名以上の配置などが要件に加えられた。

・例：和歌山県田辺市…外国人目線で案内改善、路線バスと鉄道のダイヤ連携
愛媛県大洲市…城下町の古民家群を活用した高付加価値滞在の創出
北海道倶知安町…宿泊税を導入してDMOに配分。住民への配慮も

●RMOとは、地域で暮らす人々が中心となって地域課題の解決に向けた取組を持続的に実施する地域運営組織のこと。主な活動では祭りなどイベントの運営が多く、「農」に関わる活動はわずか。

●高齢化・人口減少が顕著な中山間地域では、農業生産活動のみならず、生産保全、資源管理、生活扶助といった、集落維持に必要な主に3つの機能の有機的なつながりを補完する必要性が高まっている。これら3つの取り組みを行う組織として農村RMOが期待される。

●「農山漁村振興交付金」として、農村RMOに対して最長3年、上限1500万円の支援を実施しているが、対象地域には限定要件がある。

●農林水産省とは別に、総務省が地域課題解決に取り組むRMOに対する支援を実施しており、都市部でも利用可能である。

【提供資料】

- ・TMOについて
- ・「中心市街地活性化基本計画」総理大臣認定について（概要）
- ・令和8年度商店街等活性化支援事業（中小機構事業）
- ・DMOを中心とした観光地域づくり
- ・農村型地域運営組織（農村RMO）の形成について

* * * * *

【調査事項】「すいとぴあ江南」存続のための方策について

【説明】

◎内閣府 地方創生推進事務局・地方創生推進室

◎地方創生に向けて活用しやすい制度として「地域未来交付金」を提案する。

◎制度を活用してまちを盛り上げるビジョンがあれば交付を受けられる。令和7年度の補正から「強い経済」の考えが強化され、観光消費・担い手確保など地域経済活性化への貢献度・経済性がより重視されることになった。

◎事業要件として、目指す将来像やKPIの設定、事業立ち上げ後の自立性や、地域の多様な主体の参画が求められる。交付金はランニングコストを対象としておらず、交付期間後は自治体で自走できることが重要。協議会は必須でない。

◎イベント、PR活動に使える「ソフト事業」、ハコモノ整備に使える「拠点整備事業」、拠点やソフト事業に付随する河川や道路を整備するための「インフラ整備事業」の3形態がある。

◎令和8年度当初予算は計2600億円に対し、第1回募集で約2841億円が採択されている。

◎用地造成や既存施設の除却、システム構築など幅広い経費が対象となるが、自治体職員の人件費や旅費、市役所等の基礎的な行政サービス施設、既存事業への財源振替、老朽化施設の単純修繕は対象外である。

◎他省庁の補助金が利用可能な場合は、そちらが優先される。併用事例はある。

◎国の「戦略産業クラスター」や、都道府県の「地域産業クラスター」に関連する事業は優先度が高い。

◎自治体枠とは別に「広域リージョン制度」があり、都道府県域を超えた広域的な単位で最大5事業まで申請が可能。

◎民間事業者が公共性・公益性の観点から一定の要件を満たし、設置条例において「公の施設」として位置付けた場合、間接補助を受けることもできる。

【提供資料】

- ・ 地域未来交付金について
- ・ 事業概要

* * * * *

【調査事項】 防災拠点整備事業について

【説明】

◎国土交通省 住宅局市街地建築課

◎防災拠点整備事業の事例として、岐阜市新庁舎整備事業を紹介。帰宅困難者向けの待機スペースを設置し、「優良建築物等整備事業」「防災・省エネまちづくり緊急促進事業」の交付を活用。

◎庁舎の建て替えだけでなく、防災拠点としての役割と、既存市街地のにぎわい創出・回遊性向上に資することから補助の対象となっている。

◎「優良建築物等整備事業」では、地方公共団体施行の場合にはZEB水準の省エネ性能が必須。補助対象経費は設計費、用地費、共同施設整備費などであり、専有業務部分は対象外。

◎施行者は民間、公共いずれも可で、民間の場合にはマンションなどが想定される。三大都市圏の指定市街地等であることが要件で、江南市の場合、中部都市整備区域内であることから対象となる見込み。

◎「防災・省エネまちづくり緊急促進事業」は、優良建築物等整備事業を活用する案件であって、さらに質の高い施設建築物などを整備する際に受けられる支援。

◎必須要件として高齢者等配慮対策、子育て対策、防災対策、省エネルギー対策、環境対策、選択要件としてさらなる防災対策（地域防災計画への位置付け）、省エネルギー対策（ZEB Ready水準）、環境対策、子育て対策、生産性向上（設計時へのBIM導入）、働き方対策などが求められる。

◎補助金額は、建設工事費に対する割合で判定するが、満額は困難な場合が多い。必須要件のみで3%、必須と選択2項目で5%、必須と選択3項目で7%。

◎他補助金とは、対象部分が重複すると併用できないため、経費を適切に切り分ける必要がある。特定分野の重点による採択優遇はなく、採択されるためには早期に所管課へ相談、調整することが重要となる。

◎団地やマンションの建て替えには、「マンション建替え事業」など別制度が適している可能性がある。

【提供資料】

- ・ 社会資本総合整備計画（防災・安全交付金）
- ・ 優良建築物等整備事業（市街地環境形成タイプ）
- ・ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業

【調査事項】 ふるさと納税、ふるさと住民登録制度について

- ◎ふるさと納税の今後と対策
- ふるさと住民登録制度の現状と開始予定の事例

【説明】

◎総務省 自治税務局市町村税課（ふるさと納税）

○総務省 ふるさと住民登録制度推進室（ふるさと住民登録制度）

◎ふるさと納税は自治体の財源確保が目的であるが、令和6年度実績で返礼品にかかる額が約25%、広報や事務費などを含めた募集に要する費用が46.4%と、高額過ぎる実態がある。

◎自治体の手元に残る額は50%ほどとなっており、特にポータルサイト運営事業者に支払った費用の大きさも懸案である。

◎制度による住民税控除額の多い自治体は、人口規模の大きさとほぼ一致。

◎令和元年の制度改正から、指定の取消し事例が9団体ある。3年間は再度の指定を受けられず、財政に大きな影響が及ぶことから、首長を含め自治体として基準の順守を徹底されたい。

◎返礼割合には3割以下の基準が設けられており、超えると指定取消しの対象となる。米価の高騰など、物価上昇分も例外とはならない。

◎募集費用総額には5割以下の基準があり、高過ぎる手数料などに留意されたい。事業者が管理を一任するのではなく、自治体による定期的な確認や管理の徹底を求めることが趣旨。この違反により今までに3団体が指定取消しとなっている。

◎地場産品基準は、事業者による産地偽装などの場合でも、指定取消しによる被害を受けるのは自治体であるため、いかに人手不足であろうと適合確認を怠らないこと。

◎令和7年10月より、寄付に伴ってポイントなど経済的利益を与えることが禁止された。

◎近年の告示では「募集費用の透明性の向上」「付加価値基準における算出方法の明確化など」「広報目的基準の明確化」が図られている。

◎令和8年度税制改正では、ポータルサイト事業者など自治体外の事業者を支払う手数料縮減の必要性が指摘された。制度本来の趣旨に立ち返るため、現在5割である自治体の手元に残る金額割合を6割以上とすることを目標に掲げる。

◎高所得者に有利に働いてきた特例控除の定額上限について、新たに令和9年寄付分から193万円を設定する方針。

◎寄付金活用可能額の割合を全国一律で60%以上と定め、可能な限り地域振興へ財源を充てられるようにする。各自治体にポータルサイト事業者などへ支払う手数料を見直すよう促すほか、ポータルサイト間でも競争原理が働くことを狙う。

◎活用可能額の激変緩和措置として、引き上げは段階的に実施。令和11年指定以降に6割を見据える。

◎実態として、令和6年度受入額のうちポータルサイトを經由した受入額が94.5%を占めており、事業者への支払額のうち実質的に手数料とみなせる額は1397億円で、受入額に対して11.5%となっている。

◎総務省は令和8年5月、事業者、自治体ともへ手数料の引き下げを要請。

◎指定取消し制度について、悪質性の差などから対応にも幅を持たせるため、意図的な違反であるか否かによって取消し期間を柔軟に設定。また違反が取消事由となる期間を2年から5年に延長した。

◎ふるさと納税制度本来の趣旨に沿っている好事例として、自治体と寄付者との関係継続を実現する「クラウドファンディング型ふるさと納税」を評価。

◎地域資源そのものを活用した体験型返礼品も、地域性を体感し関係人口を創出する循環構造が理想的であり、評価できる。

○「ふるさと住民登録制度」は関係人口を可視化、深化させ、地域の担い手確保や活性化につなげることを目的に創設される。

○国が開発する共通アプリを利用し、自治体に思いを寄せる利用者が登録することで、自治体からの情報提供などを受けられる設計とする予定。

○令和7年度3月に総務省がガイドラインを発出し、8年度にモデル団体が事業に取り組んでいる。8年度10月ごろにアプリのモデル団体向け試用版が完成し、モデル団体でのUI、UX検証など実証が始まる予定。

○その他の団体においては、令和8年度10月ごろからアプリの利用申請を開始し、モデル団体の取組やガイドラインを参照して9年度からの運用を検討されたい。9年度までに参加する団体は、一定期間システム利用料を免除する。

○ふるさと住民登録制度では、利用者は関わりの深さに応じて段階的にベーシック登録、またはプレミアム登録をすることになる。ベーシック登録は、自治体から担い手活動の募集などの情報提供を受けることが中心になる。

○プレミアム登録は、農業ボランティアやお祭り運営など地域の担い手活動に年3回以上参加することが必須要件となる。

○滞在を含む継続的な関与を促すため、交通、宿泊費補助など官民から手厚いサポートを受けることができる制度を想定。地域通貨の発行や、交流イベント、施設見学、限定版ふるさと納税などの提供が考えられる。ただし、現地に行かずに物的恩恵を受けられる返礼品は不可。

○地域の担い手活動として、人手不足の現場における受入れが考えられるが、受入れ態勢や運営方法の確立が課題となる。既存のまちづくり団体や、有償ボランティアサイトなど民間の仕組みとの連携も効果的に活用されたい。

○アプリは総務省が提供し、システムによる実績記録や活動判定など自治体の負担を軽減する。一方で、登録時アンケートや提供情報などは自治体ごとの工夫が求められる。

○より深い関係性構築を目的としたプレミアム登録は、一人当たり3団体が上限。
二重登録を防ぐため、マイナンバーカードによる本人確認を必須とする。

【提供資料】

- ・ふるさと納税制度について
- ・ふるさと住民登録制度の概要について

* * * * *

【調査事項】 学校における諸問題について

- ◎学校のプールの民間移行の状況
- 小中学校の熱中症対策
- いじめ問題の対策と自治体の先進事例

【説明】

◎スポーツ庁 スポーツ戦略官

○文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

●文部科学省 初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

◎自校プールでの水泳授業実施率について、令和6年度の小学校では78.9%、中学校では61.6%となっている。学校プールの老朽化が進み、持続的な授業実施が困難な状況となっている。

◎学習指導要領には、施設が確保できない際に水泳授業を実技実施しなくても良い旨の記述があるものの、安易な中止を容認する趣旨ではない。スポーツ庁として、水に親しみ水難事故を防止することなど水泳の教育的意義の大きさを認めており、持続可能な水泳授業の実施について教育委員会に資料提示している。

◎自校以外のプールを利用した水泳授業の場合、移動にかかる時間などのコストを考慮した時間割を組む必要があり、またスイマーの育成ではない「体育」として外部指導者との連携体制を確保することも重要である。

◎スポーツ庁では、社会体育施設の重要性を鑑み、補助率1/2の複合化・集約化支援を実施している。各学校で保有していたプールを廃止し、社会体育施設としてプールを新改築して学校が優先利用するなどの集約化が想定される。

○熱中症対策について、文部科学省は環境省とともにガイドラインを作成して周知を図っている。

○災害時に避難所として使われることも見通し、学校体育館への空調導入支援を進めている。

●令和6年度、いじめの認知件数は約77万件で過去最多であるが、認知件数の増加はいじめ解消に向けたスタートラインとして肯定的に評価している。

●一方で、いじめ重大事態の発生件数も約1404件で過去最多となっており、極めて憂慮すべき状況と認識。早期発見、対応に課題がある。

●各学校におけるいじめ防止基本方針やいじめ対策組織について、形骸化していないか検証や見直しの必要性がある。

●文部科学省は、いじめ対策について「未然防止」「早期発見・早期対応等」「いじめ重大事態への対応」の三段階で取り組む。重大事態へ発展した場合には、第三者委員会の設置など行政負担も過大となることから、未然防止に力を入れたい。未然防止教育に力を入れている例として、新潟市がある。

●事例として、いじめ対策監を設置している岐阜市、いじめ対策コーディネーターを置いている浜松市、首長部局に相談窓口を設置し教育委員会に介入可能な体制を取っている箕面市が挙げられる。

●進学時の情報共有や、部活など閉鎖的空間への配慮などが未然防止につながる。

●いじめ対策としての防犯カメラの設置は、プライバシー面や、いじめの潜在化につながることから推奨していない。

【提供資料】

- ・水泳授業の実施状況等
- ・持続可能な水泳授業の実施に向けた参考資料について
- ・学校における熱中症事故の防止について
- ・いじめ防止対策推進法におけるいじめ等の定義

* * * * *

【調査事項】ガバメントA I「源内」について

◎ガバメントA I「源内」の現状と今後

【説明】

◎デジタル庁 戦略・組織グループA I実装統括班

◎少子高齢化による公務員不足と行政業務の非効率を背景とし、政府職員の普段使いを前提にA Iを日常業務へ組み込み、業務の質向上と効率化、政策領域でのA I展開の先導、信頼性の高いA Iの価値提示、国産A Iの成長促進を目指す。

◎令和7年12月の人工知能戦略本部にて、高市総理大臣がガバメントA Iの徹底活用を指示。「隼より始めよ」をうたい、令和8年5月から10万人以上の政府職員が活用できるよう利用環境整備を明言した。

◎18万人の正規職員が利用可能で、40～47種類の行政特化アプリを展開。国産LLMの実証も進める。

◎パブリックコメント、法令審査、情報公開請求、業務マニュアルなどの膨大な業務量を効率化。行政特有の課題に応えられる「国会答弁作成支援A I」「許認可審査支援A I」「資料分析支援A I」「パブコメ意見分類A I」「総務支援A I」などの構築を目指す。

◎職員はポータルサイトから源内にアクセスでき、シームレスに複数のアプリによる必要な機能を活用できる。独特なUIの使いづらさが指摘されている。

◎デジタル庁はシステムの内製開発や管理保守、共通アプリの展開や大規模データセットの整備、研修、カスタマーサクセスなどを担う。

◎源内の一部は令和８年４月からOSSとして無償公開している。自治体も内製・外部委託いずれにおいても利用可能であり、開発の重複によるコスト削減を狙う。

◎令和８年１０月ごろからは、自治体版バイバインの実証実験を予定。自治体職員が政府機関に対して行う照会業務の円滑化、省力化を目指す。政府共通データの他、自治体提供データも含むものとする。

【提供資料】

- ・政府におけるガバメントＡＩ源内の取組について

■所感

江南市は、人口減少や財政の弱さ、公共施設の老朽化など多様な問題を抱えるが、一方で人口約９８０００人、財政力指数０．７５と平均的な規模であり、市域のほぼ全域が平野部であり大都市圏に近いという恵まれた立地である。国の補助の中には、農村、中山間地域など、より支援を必要とする地域に対するメニューも少なくなく、江南市は対象とならない場合もある。しかしながら、そうした地域が工夫して魅力を発信し、交流人口を増やそうとしている取り組みには学ぶことも多い。他方で、国による財政支援があるものの、その交付を受けるためには自治体としても少なくない予算や地元合意、将来設計を確保する必要がある、支援があるからと安易に利用できるわけではないことも確認できた。まちのために「何をすべきか」「どのように実現しようと考えているのか」、具体的な方針を打ち出すことが大前提であり、そこをなくしていただらずに国に頼ることは適切でないと感じた。

また、市と国との認識に乖離がある事項として、学校プールの問題がある。市教育委員会では、環境が整わない場合には水泳の実技授業を必ずしも要しないという学習指導要領の記述を曲解している可能性がある。国は、自治体の立地等によりやむを得ない場合の限定措置であり、本質的に水泳の実技授業が必要であるという見解を確認した。現在の江南市の議論の方向性は、この国の指導にそぐわないものであり、学校プールの活用を諦めるのではなく、代替手段の確保に向けて最大限努めなければならないのが本来である。国は方針だけでなく、現に施設確保のための補助を実施している。水泳の重要性や生涯スポーツの実施については、反省すべき点があるだろう。

今後、避けて通れない課題として公共施設、インフラ施設の更新、複合化、再配置があり、公共施設等適正管理推進事業債や地域未来交付金の活用は十分に視野に入る。こうしたメニューがあることは市においても所管課は理解していることと推察されるが、予算承認の際などには議会も厳重に確認すべきである。いずれにしても、市としてのまちづくりのデザインができないことには、交付を受けるに至らないことから、市当局、市議会、市民、民間事業者などあらゆる主体とともに市のランドデザインを描いていくことが最も肝要であると思う。